

京都市告示第 645 号

平成28年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成29年3月21日

京都市長 門川 大作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	お菓子の店たくま	京都市中京区西ノ京右馬寮町1	取扱中止により削除
2	荒木酒店	京都市伏見区両替町十丁目233	取扱中止により削除
3	株式会社L&S	京都府精華町大字東畑小字南谷32	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)